

中央災難安全対策本部定例ブリーフィング（9月20日） （9月20日付保健福祉部報道資料（仮訳））

前文

（省略）

1. 首都圏のコロナ19措置事項（ソウル、仁川、京畿）

（省略）

2. 最近2週間の防疫管理の状況と危険度の評価

（省略）

3. 非首都圏における「社会的距離の確保」第二段階の延長案

□中央災難安全対策本部は、保健福祉部中央事故収拾本部（本部長：朴凌厚（パク・ヌンフ）長官）から「非首都圏における「社会的距離の確保」第二段階の延長案」について報告を受け、これを議論した。

□ここ1週間、非首都圏の感染者数は20から40名台で増減を繰り返しており、前の週と比べて感染症の広がりには沈静化している傾向だ。

* 非首都圏感染者数：(8月30日)80名 → (9月2日)66名 → (9月5日)46名 → (9月10日)43名 → (9月15日)20名 → (9月16日)24名 → (9月17日)24名 → (9月18日)27名 → (9月19日)16名 → (9月20日)17名

忠清地域では、3週連続で週平均の感染者数が10名前後となっているが、これ以外の大部分の地域では、週平均の感染者数が10名を大きく下回っている。

<非首都圏圏域別の週平均の新規感染者(国内発生)数>

区分	非首都圏	忠清圏	慶北圏	慶南圏	湖南圏	江原道	済州島
8月30日から9月5日	54名	16名	11名	12名	11名	3名	1名
9月6日から9月12日	34名	14名	3名	7名	9名	1名	0.4名
9月13日から9月19日	24名	8名	6名	5名	3名	0.3名	0.6名

先週末（9月12日から9月13日）、非首都圏における携帯電話の移動量は、「社会的距離の確保」第二段階を施行する以前（8月15日から8月16日）に比べ30.7%（14,302千件）減少し、「社会的距離の確保」の効果も当分の間は発揮される見通しだ。

*（8月15日から16日）46,583千件 →（9月12日から9月13日）32,281千件

□しかし、安心するには危険な要素がまだ多く存在する。

多数の市や道で散発的な集団感染がみられ、感染経路を調査中の事例の比率と防疫網の中で管理できている比率を考慮すると、地域社会に潜伏感染の存在する可能性が高い状況にある。

また、首都圏での患者の発生が依然として多く、1週間後には秋夕（チュソク）の連休が始まるため、大規模な移動が予想される点も大きな危険要因である。

- 9月28日から10月11日まで予定されている秋夕（チュソク）特別防疫期間まで1週間しか残っていない点を考慮すれば、1週間「社会的距離の確保」を緩和することは、それがもたらす利益よりも「社会的距離の確保」の混乱と流行の拡大の危険性をさらに高める可能性が高い。

□よって、政府は非首都圏の地域について、9月27日（日）まで現在の第2段階の措置を延長することを決定した。 これによって、以下のとおり、従来実施されていた第2段階防疫措置は引き続き適用される。

まず、屋内50名以上、屋外100名以上が対面で集まる私的若しくは公的な集合、集まり、行事に対して集合禁止措置を実施する。

- この場合、集合、集まり、行事とは、同一の目的を持つ人々が事前に合意、約束、告知された日程に従って、同一の場所に集まって進行する一時的な集合、集まり、行事であり、下表のような場合を含む。

<屋内50名以上、屋外100名以上の集合禁止の対象の事例>

・(行事) 展示会、博覧会、説明会、公聴会、学術大会、記念式、修練会、集会、フェスティバルや祝祭、大規模コンサート、サイン会、講演等

・(私的な集まり) 結婚式、同窓会、同好会、野遊会、還暦祝い、葬式、同好会、トルジヤンチ（子供の満1才のお祝い）、ワークショップ、契モイム（相互扶助のための私的な集まり）等

・(各種試験) 採用試験、資格証明書に関する試験等（一つの教室内において50名以内で行う場合は許可）

- 集合禁止措置に違反する場合、感染症予防法第80条第7号に基づき、300万ウォン以下の罰金が科され、感染者が発生した場合、入院や治療費及び防疫費に対する損害賠償が請求され得る。

- 政府・公共機関の公務及び企業の必須経営活動は、法的義務の有無、緊急性等を考慮して管轄自治体との協議の下に許容される。

クラブ、カラオケ、buffet等の11種類の高危険施設に対しては集合禁止措置を取る。

<集合禁止対象の高危険施設>

クラブやルームサロン等の居酒屋、コーラテック、団欒酒店、キャバクラ、ナンパ居酒屋、カラオケ、屋内スタンディング公演場、屋内の集団運動（激しいGX類）、訪問販売等の直接販売広報館、大型塾（300名以上）、buffet

- 集合禁止措置に違反する場合、感染症予防法第80条第7号に基づき、300万ウォン以下の罰

金が科され、感染者が発生した場合、入院や治療費及び防疫費に対する損害賠償が請求され得る。

高危険施設以外にも一定規模以上の飲食店（例：施設許可や申告の面積が 150 m²以上）、ウォーターパーク、公演場、宗教施設等の危険度の高い不特定多数が利用する施設に対しては、マスク着用等の中核防疫ルールへの遵守を義務付ける。

〈防疫ルール義務化の対象施設〉

・学習塾、ゲームセンター、一定規模以上の一般飲食店(例:150 m²以上)、ウォーターパーク、宗教施設、公演場

・屋内結婚式場、映画館、銭湯やサウナ、屋内体育施設、レンタルルームやDVD ルーム、葬儀場

〈中核防疫ルール〉

事業主、責任者	利用者
<ul style="list-style-type: none">▶ 立入名簿の管理<ul style="list-style-type: none">- 電子立入名簿の設置、利用、又は手書き名簿の配置（利用者が手書き名簿に記入する場合は名前、電話番号、身分証の確認を行い、4週間保管した後、廃棄する）▶ 事業主や労働者のマスク着用<ul style="list-style-type: none">* 飲食時や水の中は例外とする▶ 施設内で利用者の中で2 m（最小1 m）間隔を維持できるように利用人数を制限<ul style="list-style-type: none">* 座席を一つ空けて座る等	<ul style="list-style-type: none">▶ 電子立入名簿への認証、又は手書き名簿への記入 （手書き名簿へ記入する際には、自分の名前、電話番号を正確に記入し、身分証を提示する）▶ マスク着用<ul style="list-style-type: none">* 飲食時や水の中は例外とする▶ 利用者の中で2 m（最小1 m）間隔を維持<ul style="list-style-type: none">* 座席を一つ空けて座る等

- 自治体の自主的な判断によって、対象施設を追加することができ、自治体が集合制限や禁止措置をすでに施行している場合、当該措置が維持される。

政府、自治体、教育庁、及びその所属や傘下機関が運営する屋内国公立施設の運営を中断する。

- 福祉館等の社会福祉利用施設、保育園等には休館を勧告し、但し、緊急介護サービス、養育サービス等の必須サービスは維持し、空白が生じないようにする。

プロスポーツ等のスポーツイベントでは無観客試合を維持する。

但し、地方自治体ごとに地域の防疫状況を考慮し、その措置の内容や適用時期を弾力的に調整することができる。

□一方で、全国の「社会的距離の確保」第2段階措置の期間は9月27日までとし、その後の2週間（9月28日から10月11日）は秋夕（チュソク）特別防疫期間が予定されている。

韓国政府は、秋夕（チュソク）特別防疫期間を、今後、秋の再流行、又は第1段階の生活防

疫体制への転換等を決定する重大な分岐点であると考え、移動の自粛勧告と防疫管理の総合計画を発表（9月6日）し、施行する等、政府を挙げて対応している。

また、この期間中は「社会的距離の確保」の措置を強化する予定であり、関係省庁と専門家の意見をまとめて、今週中に詳細を発表する予定である。

4. 秋夕（チュソク）期間中の特別交通対策

□中央災難安全対策本部は、国土交通部（金賢美（キム・ヒョンミ）長官）から秋夕（チュソク）期間中の特別交通対策についての報告を受け、これを議論した。

交通研究院のアンケート調査によると、今年の秋夕（チュソク）期間の1日平均移動量は昨年比約28.5%減少する見通しである。

- 但し、やむを得ず移動する場合には、自家用車を利用する国民が増えることが予想されるため、道路分野の防疫と安全な移動がいつにも増して重要な状況である。

今回の秋夕（チュソク）は、コロナ19以降初めて迎える名節であり、今年の特別交通対策は「移動時の防疫と安全管理」に重点が置かれている。

□まず、自家用車の利用増加に備え、高速道路のサービスエリア等の道路分野の防疫強化及び混雑の緩和を集中的に推進する。

サービスエリアや休憩所等の休憩施設内の主要施設別に、集中防疫システムを構築し、利用者間での伝播が起きないように、徹底的に管理する計画だ。

- 出入口の動線を分離して、他人との接触を最小化するとともに、立入名簿を作成し、

* QRコード、手書き、又は簡単電話チェックイン等

- 全てのメニューはテイクアウトのみ許可し、屋内テーブルは運営を中断し、屋外テーブルには透明の仕切り板を設置すること等を通じて、利用者、及び接客管理を強化し、案内スタッフも追加で配置する予定である。

また、主なサービスエリアの混雑案内システム（32か所）の運営、混雑情報を道路電光表示（VMS）で事前表示すること等を通じて利用者を各サービスエリアに分散させる予定だ。

帰京客、帰省客が集中する鉄道駅、バスや旅客船ターミナル、空港等のすべての交通施設についても随時の防疫と常時の換気、動線の分離、非対面の前売りの活用等、最上位の水準の防疫体制を整え、

- 国道や地方の道路周辺の休憩施設等、民間が運営する施設に対しても、地方自治体等の関係機関と協力して、現場指導を行う等、防疫死角地帯が発生しないよう徹底的に対応する予定である。

□これと共に、国民が安心して利用できる公共交通機関の利用環境を作り上げ、利用者の集中や密集を緩和するための様々な方策も同時に実施する。

鉄道の場合、窓側座席のみ販売（座席販売率を100%から50%に制限）し、列車内で乗客間の距離を最大限確保し、

- バス、航空便や沿岸旅客船の場合にも窓側座席を優先的に予約することを勧告し、現金決済利用者に対するリスト管理等を通じて利用者の安全を確保する。

また、全ての交通手段について、運行前後の消毒の強化及び常時の換気、非対面方式の予約販売の実施、車内でのマスク着用の義務化及び会話の自粛等、前売りから搭乗、利用まで、全段階にわたって防疫システムを確立し、徹底的に履行する計画である。

一方、交通事故による死亡者の無い、安全で便利な帰省、帰京期間となるよう、監視カメラを搭載したドローン(50台)、覆面パトロール車(45台)、警察ヘリ等を活用して主要な交通法規違反行為を集中的に取り締まり、

- 高速道路、及び国道の竣工や臨時開通等による道路の容量の拡大、リアルタイムの交通情報の提供等を通じて交通量が集中することを緩和する等、交通管理も強化し、国民の不便を最小化する予定である。

政府は秋夕(チュソク)の連休が終わるまで、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS、交通施設等、利用可能な手段を全て動員し、交通分野における重要防疫ルールに関するメッセージを集中的に広報するとともに、国民の参加を促していく。

5. 伝統市場の防疫に関する推進状況と今後の計画

(省略)

6. 自己隔離者の管理の現況と「社会的距離の確保」の履行状況

(省略)